

ひ広報

ひのはら

春の訪れ

4 月号

令和 8 年
(2026 年)
No.563

・・・主な内容・・・

檜原村長施政方針.....	2
令和8年度檜原村予算決まる.....	3~6
令和8年度後期高齢者医療制度保険料のお知らせ.....	10~12
司法書士による無料法律相談のお知らせ.....	13
国民健康保険の手続きをお忘れなく.....	14
ご自宅へ伺って口腔ケアのお手伝いをします.....	23
ひのはら健康情報アプリ.....	26~27

令和8年度 檜原村長施政方針



令和8年第1回檜原村議会定例会の開催に際し、令和8年度当初予算、および関連諸議案のご審議をお願いするにあたり、村政運営にかかわる所信の一端と施策の概要を申し述べ議員各位ならびに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに

昨年は、道路の崩落などを通じて災害対策の重要性を再認識するとともに、物価高騰への対策として地域振興券の交付などを実施しました。本年も皆様の声に耳を傾け、暮らしに寄り添った村政を進めます。村長任期の総仕上げとなるこの一年、公約の実現に全力で取り組んでまいります。今年度は、特に以下の5つの柱で事業を進めます。

1. 安全で快適な生活基盤づくり

災害に強い村づくりのため、避難所の安全対策や消防体制の強化を進めます。また、老朽化した水道管の計画的な交換や、デマンドバスなど生活交通の維持にも努め、皆様の暮らしの土台をしっかりと支えます。

2. ふれあいとやすらぎの健やかな暮らしづくり

子どもからお年寄りまで、誰もが健やかに暮らせる村を目指します。妊娠から子育てまで切れ目のない支援を継続し、高齢者の皆様には健

康づくりや生きがい支援を推進します。また、檜原診療所での訪問診療などを通じ、地域医療の充実を図ります。

3. 地域の個性を活かした活力ある産業づくり

村の豊かな自然を活かし、にぎわいを創出します。深刻なサル被害に対しては、計画的な捕獲を継続し、皆様が安心して農業に取り組める環境を守ります。観光面では、払沢の滝周辺の再整備計画を進め、新たな観光のシンボルを創ります。村内での起業や企業誘致も引き続き支援していきます。

4. 未来を担う人づくり

村の宝である子どもたちが、豊かな体験を通して故郷に誇りを持てるよう、交流事業や文化に触れる機会など、様々な学びの場を創出してまいります。

5. 村民が主役の参加と協働の村づくり

移住・定住を促進するため、小岩地区や出畑地区などで新たに村営住宅の建設を進めます。また、専門家と連携した空き家対策や、自治会活動の支援も継続し、皆様と共に村の未来を創ります。

むすびに

村づくりの主役は村民の皆様です。皆様が「この村に住み続けたい」と誇りを持てるよう、職員一丸となって取り組みます。首都東京で“きらりと輝く村”を目指し、皆様と共に歩んでまいりますので、変わらぬご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

※この施政方針は、AIにより要約しています。
詳細はホームページをご覧ください。

令和8年度 檜原村予算決まる

令和8年度の檜原村の予算が、令和8年3月25日の議会において可決、決定いたしました。

令和8年度は第6次総合計画の2年目の年となり、計画に掲げた施策を着実に推進していくため税収入をはじめとする各種財源の確保に努め、健全財政を堅持する一方、効率的で効果的な行財政運営を念頭に時代にあった施策を行い、村民の福祉の向上、産業振興と雇用の確保等を推進し、豊かな森や清流をなす自然を護り、この村に住み続ける人々が誇りを持ち、檜原村のブランド力を高め、首都東京できらりと輝く村「ひのはら」の実現を目指し

の地形的特性と自然環境に配慮した企業の誘致及び個人事業主を対象とする企(起)業家支援制度、薪燃料等の活用による自然エネルギー利用事業、太陽光発電の設置、じゃがいも焼酎製造事業、おもちゃ美術館の運営等地域の活力と地域資源を生かす活性化事業、修景地整備事業、木造中高層建築の検討など、時代に合わせた新産業の育成。

- 1 「自然と共生した快適な生活基盤づくり」として、自然環境の保全と不法投棄・公害の防止を目的とする各種施策の充実・強化、ごみの減量化を中心とする環境衛生・環境美化の向上、生活周辺環境の変化に適應する住環境整備に関する補助の実施、簡易水道、下水道、じん芥、し尿処理等の生活環境の充実、老朽化した橋梁施設の大規模修繕に向けた検討、防犯・防災・減災対策、デマンドバスの見直しを含めた生活交通関連事業、エコビレッジ構想の実現。
- 2 「ふれあいとやすらぎの健やかな暮らしづくり」として、やすらぎの里施設の再整備、医療・保健・福祉の更なる充実、総合的な子育て支援策の推進、高齢者の地域活動への参加を促進する環境づくり、高齢者がいつまでも健康でいきいきと暮らすための健康づくりと見守り対策、移動手段の確保、国保事業、介護保険、介護サービス事業の充実、後期高齢者医療対策支援、少子高齢化対策事業、各係の連携による訪問医療・訪問看護の充実、幸福の里の実現。
- 3 「地域で育む個性と活力の産業づくり」として、深刻化する有害鳥獣による農作物の被害防止対策、森林資源の活用と森林保全の実施及び更なる地場産材の利用促進、村の自然や歴史、文化等を生かしたエコツーリズムの推進による観光振興、檜原ブランドの確立による檜原産材等の特産品を生かした産業振興、第三セクター「めるか檜原」によるミニスーパー等の運営、村

4 「村を担う未来に向けた人づくり」として、村内の各施設を利用した生涯学習の充実、コンサート、観劇鑑賞等の実施、多摩・島しょ広域連携事業を活用した感動体験事業の実施、海外派遣事業等の人材育成事業、重要文化財「小林家住宅」及び登録有形文化財「旧高橋家住宅」の活用事業、伝統芸能の承継事業、教育施設の整備など次代を担う小・中学生から大学生等までの教育環境充実事業。

5 「村民主役の参加と協働の村づくり」として、永住を目的とする住宅建設施策の拡充、空き家等を活用した新たな定住化及び移住促進事業、コミュニティ活動推進のための自治会組織活性化への支援と村おこし事業、空き家にならない、させないための支援事業、村民対話集会や村民全体会議の開催によるひらかれた村政の実現。

以上の方針により令和8年度の予算規模は、41億5千8百万円と対前年度比7.2%の増となり、福祉政策、生活環境の整備、移住・定住対策、産業振興、防災対策、文化と教育の充実等を図った予算としております。

また、特別会計・公営企業会計は全7会計で22億122万円4千円、対前年度比2.5%増とし、合計63億5,922万4千円で対前年度比5.5%増となりました。

なお、ここでは一般会計を中心にお知らせいたします。令和8年度歳入歳出予算及び主な事業はそれぞれ別掲のとおりです。

令和8年度檜原村予算概要

(単位：千円)

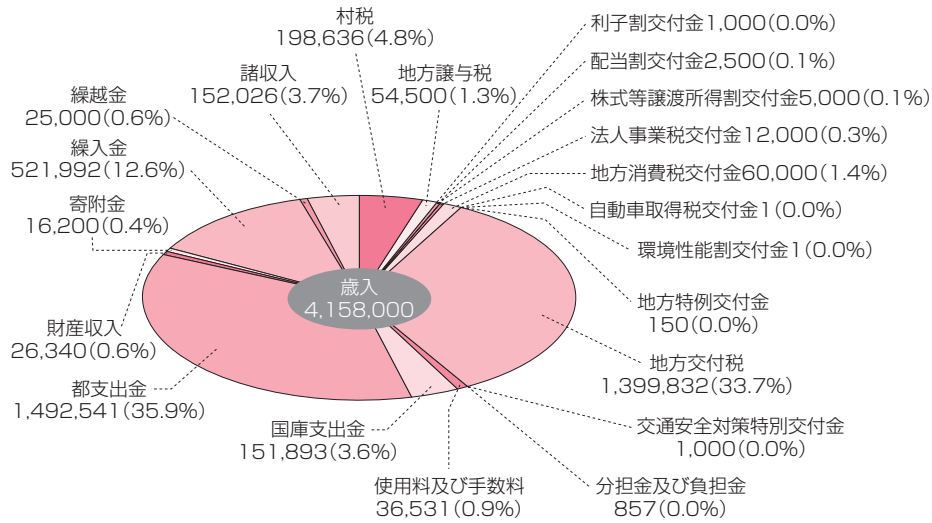
区 分	令和8年度予算	令和7年度予算	増(△)減額	増減率
一 般 会 計	4,158,000	3,880,000	278,000	7.2
特 別 会 計	1,379,000	1,313,000	66,000	5.0
国民健康保険	603,000	569,000	34,000	6.0
事業勘定	359,000	346,000	13,000	3.8
診療施設勘定	244,000	223,000	21,000	9.4
都民の森管理運営事業	134,000	129,000	5,000	3.9
介護保険	489,000	465,000	24,000	5.2
介護サービス事業	55,000	54,000	1,000	1.9
後期高齢医療	98,000	96,000	2,000	2.1
公 営 企 業 会 計	822,224	834,508	△12,284	△1.5
簡易水道事業会計	510,610	499,567	11,043	2.2
下水道事業会計	311,614	334,941	△23,327	△7.0
合 計	6,359,224	6,027,508	331,716	5.5

- ※ 簡易水道事業会計及び下水道事業会計は、「収益的支出」と「資本的支出」を合計し予算額としています。
- ※ 一般会計予算額の中には、特別会計・公営企業会計への繰出金622,941千円が含まれています。
- ※ 予算書は役場住民サロン、やすらぎの里、図書館、郷土資料館、及び福祉センターに備えてあり自由に閲覧できます。
- ※ 各表の構成比等は端数調整により合計数値と合わない場合があります。

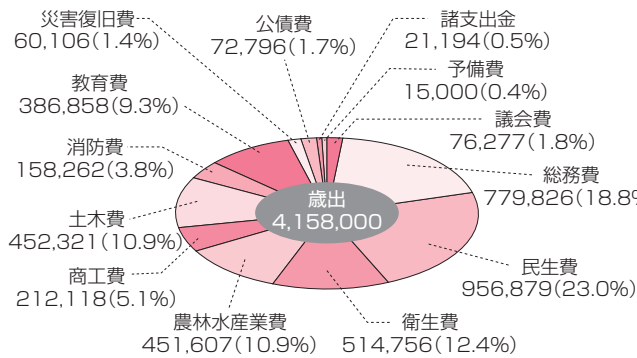
区 分	繰出金額	区 分	繰出金額
事業勘定	47,908	後期高齢者医療	53,195
診療施設勘定	44,606	簡易水道事業	184,371
都民の森管理運営事業	7,566	下水道事業	157,527
介護保険	104,245		
介護サービス事業	23,523	合 計	622,941

檜原村一般会計予算

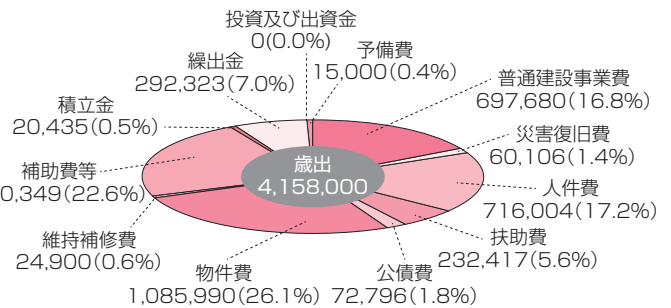
〈一般会計〉歳入予算構成表



〈一般会計〉歳出予算構成表



〈一般会計〉性質別歳出予算構成表



一般会計性質別状況

(単位：千円、%)

	令和8年度		令和7年度		比較増減	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	伸び率
1. 人件費	716,004	17.2	679,504	17.5	36,500	5.4
2. 物件費	1,085,990	26.1	1,150,946	29.7	△ 64,956	△ 5.6
3. 維持補修費	24,900	0.6	32,673	0.9	△ 7,773	△ 23.8
4. 扶助費	232,417	5.6	265,540	6.9	△ 33,123	△ 12.5
5. 補助費等	940,349	22.6	892,503	23.0	47,846	5.4
一部事務組合に対する	74,758	1.8	74,665	1.9	93	0.1
その他	865,591	20.8	817,838	21.1	47,753	5.8
6. 普通建設事業費	697,680	16.8	447,766	11.5	249,914	55.8
補助事業費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
単独事業費	697,680	16.8	447,766	11.5	249,914	55.8
7. 災害復旧費	60,106	1.4	50,700	1.3	9,406	18.6
8. 公債費	72,796	1.8	78,974	2.0	△ 6,178	△ 7.8
9. 積立金	20,435	0.5	5,373	0.1	15,062	280.3
10. 投資及び出資金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
11. 繰出金	292,323	7.0	261,021	6.7	31,302	12.0
12. 予備費	15,000	0.4	15,000	0.4	0	0.0
合計	4,158,000	100.0	3,880,000	100.0	278,000	7.2

令和8年度 総合計画事業の予算

1. 自然と共生した快適な生活基盤づくり

(1) 恵み豊かな自然環境の保全をめざして

- 自然環境の保全
 - ・河川水質検査委託
- 不法投棄や公害の防止
 - ・不法投棄処理委託
- 循環型社会づくり
 - ・資源回収団体補助
 - ・生ごみ処理機購入補助
 - ・檜原村廃棄物減量等推進審議会委員報酬
 - ・檜原村廃棄物処理施設設置等調整審査会委員報酬
 - ・檜原村環境保全審議会委員報酬
 - ・新ストーブ設置費補助
 - ・事業用生ごみ処理機購入補助
- 環境衛生・環境美化の向上
 - ・ふれあいデー（村内一斉清掃）経費
 - ・ハチ駆除委託
 - ・浄化槽設置補助
 - ・日照の確保事業補助
 - ・定住化のための簡易水道補助
 - ・し尿汲取委託
 - ・有料し尿汲取委託
 - ・無臭トイレ及びホース延長汲取委託
 - ・し尿汲取不可能世帯及び浄化槽設置家庭清掃補助
 - ・下水道区域外浄化槽設置補助
 - ・一般廃棄物収集業務委託
 - ・西秋川衛生組合負担金
 - ・衛生委員業務委託

(2) 簡易水道・下水道の整備

- ・簡易水道事業会計繰出金
- ・下水道事業会計繰出金
- ・簡易給水施設修繕

(3) 道路・交通の充実

- 生活道路等の維持・管理
 - ・公共用地境界確定測量業務委託
 - ・板東沢残土処理場管理業務委託
 - ・道路用地等登記事務委託
 - ・低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分業務委託
 - ・板東沢残土処理場建設工事測量設計業務委託
 - ・秋川南岸道路整備事業に伴う村道用地購入
 - ・秋川南岸道路整備事業に伴う物件補償
 - ・秋川南岸道路整備事業負担金
 - ・村道第70号倉掛線地質調査・設計業務委託
 - ・村道ナラ枯れ等伐採業務委託
 - ・村道維持補修業務委託
 - ・道路等維持補修機械借上
 - ・村道等補修材料費
 - ・村道維持補修工事
 - ・村道第67号総角沢線舗装工事
 - ・村道第60号湯久保線災害防除工事
 - ・村道第70号倉掛線災害防除工事
 - ・村道第1号沢沢線道路擁壁補修工事
 - ・村道第67号総角沢線街灯新設工事
 - ・小沢橋橋梁補修工事設計業務委託
 - ・とうげん橋耐震補強設計業務委託
 - ・橋梁維持補修工事
 - ・河川維持補修工事
 - ・河川維持補修業務委託
 - ・河川維持補修機械借上
- 安全な道路環境づくり
 - ・村道清掃等業務委託
 - ・村道除雪業務委託
 - ・林道維持補修・除雪補助
 - ・林道除雪業務委託
 - ・林道清掃等業務委託
 - ・農道維持補修・除雪補助
 - ・農道除雪業務委託
 - ・除雪機購入費補助
- 公共交通機関等の充実
 - ・バス路線維持費補助
 - ・地域公共交通活性化協議会運営補助
 - ・地域公共交通会議委員報酬
 - ・公共交通改善推進支援業務等委託
 - ・やまびこ運行委託

(4) 交通安全・防犯対策の充実

- 交通安全対策の充実
 - ・五日市交通安全協会檜原支部補助

- ・五日市交通安全協会負担金
- ・交通安全運動喚起横断幕作成
- 防犯対策の強化
 - ・防犯協会負担金
 - ・防犯灯修繕
 - ・防犯灯電気料
 - ・防犯カメラ設置補助
- 消費者対策の充実
 - ・消費生活相談員謝礼
- 防犯意識の向上
 - ・安全・安心むらづくり協議会委員報酬
- (5) 消防・防災対策の強化
 - 常備消防の充実
 - ・常備消防委託
 - 非常備消防の体制づくり
 - ・消防団・分団・部運営
 - ・消防用備品購入
 - 災害に強い村づくりの推進
 - ・ヘリポート管理
 - ・防災行政無線管理
 - ・国土強靱化地域計画改定業務委託
 - ・小沢地区急傾斜地崩壊防止事業負担金
 - 防災対策の整備
 - ・非常食購入
 - ・防災備蓄庫修繕
 - ・土砂災害・洪水ハザードマップ作成業務委託
 - ・避難所用備品購入
 - ・住宅・建築物土砂災害対策改修補助
 - 防災の意識づくり
 - ・避難行動要支援者個別避難計画策定委託

2. ふれあいやすらぎの健やかな暮らしづくり

(1) 子育て支援の充実

- 子育て家庭への支援
 - ・出生祝金
 - ・出生記念品
 - ・小中学校入学祝金
 - ・乳幼児医療費助成
 - ・子ども医療費助成
 - ・高校生等医療費助成
 - ・児童手当給付
 - ・地域子育てネットワーク支援事業委託
 - ・子育てサークル助成
 - ・チャイルドシート購入費補助
 - ・子育て支援学校給食費補助
 - ・やすらぎの里児童館運営委託
 - ・乳幼児育児用品助成
 - ・子どもフットボール面塗布委託
 - ・6,9か月健康診査委託
 - ・1歳6か月健康診査委託
 - ・3歳児健康診査委託
 - ・乳幼児健康診査医師等委託
 - ・新生児聴覚検査委託
 - ・新生児聴覚検査補助
 - ・乳幼児歯科健康診査委託
 - ・出産・子育て応援交付金
 - ・妊婦のための支援給付金
 - ・健康情報アプリ使用料
 - ・パースデーサポート事業報償費
 - ・産後ケア事業報償費
 - ・病児保育事業委託
 - ・地域子育て支援拠点事業委託
 - ・子供食堂運営補助
- 保育体制の充実
 - ・保育所運営委託
 - ・保育所運営費補助
 - ・保育従事職員宿舍借上支援事業補助
 - ・病児・病後児保育事業負担金
 - ・子育て支援保育料等補助
 - ・子育て支援充実補助
 - ・ひのほら保育園内検診補助
 - ・保育体制強化事業補助
 - ・保育補助者雇上強化事業補助
- 安心して子どもが育つ環境づくり
 - ・ひとり親家庭医療費助成
 - ・児童育成手当給付
 - ・子ども家庭センター経費
 - ・防犯ブザー購入
 - ・子どもに対する安心安全確保対策支援事業補助
 - ・小児初期救急平日夜間診療事業補助

- 子育てしやすい環境づくり
 - ・子育てのための施設等利用費
 - ・認可外保育施設利用支援事業補助
 - ・ファミリーサポート・センター経費

(2) 高齢者福祉の推進

- 生活支援と介護負担の軽減
 - ・老人福祉施設措置費
 - ・高齢者緊急短期入所事業委託
 - ・福祉サービス第三者評価受審費補助
 - ・要介護者タクシー乗車料金等助成
 - ・社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置事業補助
- 安心して暮らせる生活環境づくり
 - ・高齢者宅警報器等取付業務委託
 - ・高齢者住宅改修助成
 - ・福祉モノレール修繕及び保守点検等委託
 - ・敬老福祉大会の開催
 - ・敬老金の支給
 - ・高齢者対策推進委員会委員報酬
 - ・成年後見申立料
 - ・高齢者電話訪問事業委託
 - ・高齢者みまもり事業委託
 - ・高齢者世帯等ごみ回収業務委託
 - ・高齢者世帯等外出支援業務委託
 - ・高齢者世帯等買い物支援業務委託
 - ・高齢者運転免許自主返納者支援補助
 - ・成年後見推進機関運営委託
 - ・単身高齢者等の総合相談支援事業委託
 - ・高齢者等 ICT みまもり事業委託
 - ・成年後見制度利用助成金
 - ・高齢者補聴器購入助成
- 健康で活動的な生活づくり
 - ・高齢者クラブ連合会等補助
 - ・後期高齢者医療費助成
 - ・シルバー人材センター運営費補助
 - ・やすらぎの里ふれあいセンター管理委託
 - ・高齢者日常生活用具給付
 - ・温泉宅配委託
 - ・温泉センター数馬の湯利用補助
 - ・後期高齢者医療特別会計繰出金
 - ・高齢者理髪サービス委託
 - ・高齢者書道教室事業委託
 - ・高齢者地域貢献活動費補助
 - ・認知症予防教室実施委託
 - ・高齢者スマートフォン教室実施委託
- 介護保険事業の充実
 - ・介護保険特別会計繰出金
 - ・介護サービス事業特別会計繰出金

(3) 障害者福祉の推進

- 公的扶助の充実
 - ・心身障害者福祉手当
 - ・障害者団体補助
 - ・障害者手当給付
 - ・重度身体障害者（児）住宅設備改善給付
 - ・療養介護医療給付
 - ・障害者自立支援医療給付
 - ・養育医療
 - ・高額障害福祉サービス給付
 - ・中等度難聴児補聴器購入費助成
- 障害者福祉サービスの充実
 - ・障害者自立支援給付
 - ・障害者グループホーム等支援
 - ・相談支援事業委託
 - ・障害者（児）短期入所補助
- 地域生活支援事業の充実
 - ・地域生活支援事業給付
 - ・障害福祉計画策定委員会委員報酬
 - ・障害福祉計画策定委託
- 社会参加への支援
 - ・やすらぎの里福祉作業所運営委託
 - ・重度障害者タクシー乗車料金等助成
- (4) 地域福祉の推進
 - 福祉人材の育成・確保
 - ・社会適応支援事業委託
 - ・介護職員養成事業補助
 - 社会福祉協議会との連携
 - ・社会福祉協議会への助成
 - 交流機会の充実と福祉教育の推進
 - ・福祉センター維持管理
 - 生活福祉と社会保障の推進
 - ・国民健康保険特別会計繰出金（事業勘定）
 - ・秋川流域斎場組合負担金
 - ・低所得世帯エアコン購入費補助

(5) 保健・健康づくりの推進

- 健康づくりの推進と啓発
 - 健康推進員謝礼
 - 健康推進員運動教室委託
 - 健康推進活動費補助
 - 健康教育委託
- 予防・健診の強化
 - 小児予防接種事業
 - 成人等予防接種事業
 - 定期予防接種助成
 - 人間ドック検査委託
 - がん検診等の検(健)診事業の充実
 - 新型インフルエンザ予防接種補助
 - 骨粗しょう症検診委託
 - 歯周疾患検診委託
 - 基本健康診査委託
 - 訪問歯科保健啓発事業
 - 認知症予防教室実施委託
 - 風しん抗体検査委託
 - 任意接種補助
- 健康管理と健康増進の促進
 - 妊産婦健康診査委託
 - 里帰り等妊婦健康診査助成
 - 健康教育栄養士等謝礼
 - 阿佐留病院企業団負担金
 - 檜原村在宅療養推進事業補助
- こころと身体の健康づくり
 - 健康相談医師委託
 - がん患者ウィッグ等購入費助成

(6) 地域医療の充実

- 地域医療の充実
 - 国民健康保険特別会計繰出金(診療施設助成)

3. 地域で育む個性と活力の産業づくり

(1) 地域特性を活かした農業振興

- 農地の保全
 - 農道補修工事
 - 農業用機械購入費補助
 - 有害鳥獣駆除委託
 - サル追い払い事業委託
 - サル追い払い用発信機購入
 - 農作物獣害防止対策補助
 - 熊用捕獲檻購入
 - 獣害対策くくり農設置委託
 - 有害鳥獣捕獲対策猟犬免許取得支援事業補助
 - サル動向調査業務委託
 - 遊休農地等対策会謝礼
 - 獣害対策花火購入
 - 野生獣出没時対応委託
 - サル動向調査受信基地局利用料
 - 放任果樹等伐採業務委託
- 就農者の育成・支援
 - 農業近代化資金利子補給
 - 獣害対策講習会講師謝礼
 - 獣害対策指導謝礼
- 特色ある農産品づくり
 - 農林業等振興事業補助
 - ものづくり支援事業補助
 - まち・ひと・しごと創生事業推進交付金
- 農業を通じた交流の促進
 - 地域交流センター管理運営委託

(2) 林業の活性化

- 森林環境の保全
 - シカ害防止対策事業委託
 - 東京都治山林道協会負担金
 - 「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会負担金
- 森林振興の環境づくり
 - 林業従事者退職共済補助
 - 笹野向林道改良工事
 - 立山林道開設工事
 - 浅間林道改良工事
 - 風張林道改良工事
 - 林道補修工事
 - 林道敷地立木補償
 - 林道補修材料費
 - 林道ナラ枯れ等伐採業務委託
 - 林道維持補修業務委託
 - 風張林道地改良工事設計業務委託
 - 立山林道開設工事詳細設計業務委託
 - 林道補修等機械借上料
 - 林業近代化資金利子補給
- 森林資源の利活用
 - 森林再生事業間伐作業委託
 - 水の浸透を高める枝打ち事業作業委託
 - 都民の森管理運営事業特別会計繰出金

- 地場産材活用対策奨励事業交付金(搬出補助)
- 地場産材利用促進事業交付金(住宅補助)
- 地場産材活用対策作業道開設事業交付金
- 南郷村有施設管理業務委託
- おもちゃ美術館管理運営委託
- ふるさとの森維持管理業務委託

(3) 自然を活かした観光振興

- 観光基盤の整備
 - 公衆トイレの維持、管理
 - 遊歩道等の維持、管理
 - 河川清掃委託
 - 修景地整備事業
 - 観光ごみ分別収集委託
 - 観光地等交通整理業務委託
 - 登山道巡視委託
 - 沿道景観等修景立木補償
 - バス停清掃業務委託
 - グラウンド整備委託
 - 滝めぐり遊歩道整備委託
 - 神戸国際マスコット駐車場整備工事
 - 払沢の滝入口バス停トイレ改築工事実施設計業務委託
 - 柏木野公衆トイレ新築工事実施設計業務委託
- 観光施設実施設計業務委託
- 特色ある観光づくり
 - 観光協会への補助
 - 温泉センター数馬の湯管理費
 - 払沢の滝まつり実行委員会補助
 - 森林セラピー事業
 - エコツーリズム推進協議会交付金
 - 森林資源を活用した魅力創出事業委託
- 情報発信の推進
 - 大多摩観光連盟負担金
 - ひのじゃがくん活動経費
 - 観光パンフレット作成補助
 - 西多摩地域魅力発信PR事業負担金
 - 観光PR経費

(4) 商工業の活性化

- 地域商業の充実
 - あさる野商工会補助
- 事業経営の支援
 - 小規模事業者経営改善資金利子補給
 - 地域活性化企業人負担金
- 企(起)業誘致の推進
 - 企(起)業誘致の推進

4. 村を担う未来に向けた人づくり

(1) 家庭教育・幼児教育の充実

- 幼児教育の充実
 - 栄養士・助産師等謝礼
 - ブックスタート事業

(2) 学校教育の充実

- 豊かな心を育む教育の推進
 - 就学、教育相談室の管理運営
 - 特別支援心理検査等事業
 - いじめ問題対策委員会委員謝礼
 - 鑑賞教室補助
 - 児童、生徒通学費補助
 - 高等学校等就学世帯生活支援交付金
 - バス停遠距離保護者送迎補助
 - 中学生海外派遣事業
- 確かな学力を育む教育の推進
 - 放課後学習教室事業
 - 確かな学力育成講師謝礼
 - 情報通信技術(ICT)支援業務委託
 - パソコン機器借上料
- 健康・安全に生活する力を育む教育の推進
 - メール配信システム使用料
- 小・中一貫教育の推進
 - 小中一貫教育研究会補助
 - 小中一貫教育推進研修補助
 - 小中一貫教育推進委員会委員報酬
 - 教員異校種免許取得費用補助
- 教職員の研修の充実
 - 学校経営研修会講師謝礼
 - 教員研修事業講師謝礼
 - 西多摩地区教員合同研修会講師謝礼
- 教育環境や学校施設の充実
 - 学校安全管理委託
 - 校務支援システム使用料
 - 小学校管理費
 - 小学校教育振興費(教具、教材の整備充実)
 - 小学校保健体育費(体育施設、備品の充実)

- 中学校管理費
- 中学校教育振興費(教具、教材の整備充実)
- 中学校保健体育費(体育施設、備品の充実)
- 学校給食共同調理場運営費

(3) 社会教育・社会体育の振興

- 社会教育の振興
 - 図書館の管理運営
 - 移動図書館の管理運営
 - 成人式の開催
 - 生涯学習事業(教養講座講師謝礼)
 - 文化協会補助
- 社会体育の振興
 - スポーツ推進委員会委員報酬
 - スポーツ教室開催経費
 - スポーツ協会補助
 - 総合運動場管理運営(夜間照明含む)
 - 東京ヒルクラタイム大会実行委員会負担金
 - 西多摩地域広域行政圏スポーツ大会負担金
- 地域間交流の振興
 - 秋川流域小中学生駅伝大会負担金
 - 中学生海外派遣事業費
 - 海と山の交流事業
 - 利島交流事業補助金
 - 子ども国際音楽祭負担金

(4) 文化と伝統の継承

- 文化財の保全
 - 文化財専門委員会委員報酬
 - 修繕料
 - 重要文化財小林家住宅管理経費
 - 小林家住宅モノレール更新工事
 - 小林家住宅管理用モノレール撤去工事
 - モノレール保守点検委託
 - 文化財保護アドバイザー委託
 - 文化財ホームページ更新委託
 - 村指定文化財管理費補助
 - 檜原村伝承集編纂事業補助
- 伝統芸能の継承
 - 村技芸保存奨励
- 郷土資料館の充実
 - 郷土資料館管理運営

5. 村民主役の参加と協働の村づくり

(1) 定住環境の整備・充実

- 良質な住宅の整備
 - 定住促進住宅補助
 - 定住促進(空家)補助
 - 住宅管理費
 - 空家管理システム保守業務委託
 - 空家建物調査診断業務委託
 - 登録空家等調査委託
 - 定住促進サポート事業補助
 - 住み続けるための土地造成事業補助
- コミュニティ活動の活性化
 - 地域おこし事業補助
 - 自治会活動支援
- コミュニティ施設の充実
 - コミュニティセンター、藤倉ドーム維持管理
 - 自治会館建設費補助

(2) 行政運営の充実

- 地域おこし協力隊活動経費
- 広報ひのはら発行
- LGWAN 機器保守委託
- 都区市町村電子自治体共同運営サービス利用委託
- 登記情報課連携システム導入委託
- 戸籍電算システム標準化委託
- 財務会計システム改修業務委託
- 基幹系システム保守委託
- インターネット系システム保守委託
- 基幹系システム標準化委託
- 内部情報系機器更改委託
- 内部情報系パソコン機器借上
- ホームページクラウド利用料
- 自治体情報セキュリティクラウド利用料
- リモートワークシステム利用料
- LGWAN 系システム利用料
- モバイルルーター回線使用料
- 業務効率化ツール使用料
- 都・区市町村DX協働運営委員会負担金
- 中簡サーバー・プラットフォーム利用負担金

お知らせ

檜原温泉センター数馬の湯 料金改定のお知らせ

檜原温泉センター数馬の湯の料金改定についてお知らせをします。

【一般料金】

新料金 大人 1,100円（入湯税含む）
子ども 600円
（旧料金 大人 1,050円 子ども 550円）

【村民料金】

新料金 大人 500円（入湯税含む）
子ども 200円
（旧料金 大人 450円 子ども 200円）



※60歳以上で檜原村にお住まいの方は無料で利用できます。

◎ 問い合わせ先 産業環境課観光商工係 内線 122・128

監査結果報告

檜原村監査委員により下記の監査が行われました。

例月出納検査

1 対象

令和7年度1月分 檜原村一般会計及び5特別会計
令和7年度1月分 2公営企業会計

2 実施日

令和8年2月26日（木）

3 審査方法

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか会計毎に調書を作成し、現金の出納及び保管の状況を検査しました。

4 結果

令和7年度1月分一般会計及び5特別会計、令和7年度1月分2公営企業会計を検査した結果、伝票、証拠書類等正確に整理されており指摘事項もなく良好であり、正確に執行されました。

◎ 問い合わせ先 議会事務局議事係 内線 311

国民健康保険特定健康診査・後期高齢者医療制度被保険者の健康診査・基本健康診査及び総合がん検診のお知らせ

「特定健康診査・特定保健指導」は、医療保険者（国民健康保険・健康保険組合・共済組合・国保組合など）ごとに実施している事業です。40歳から74歳の方を対象にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防・改善を目指しています。

また、高齢者の健康づくり、生活習慣病等の早期発見、介護予防のため、75歳以上の方（65歳以上75歳未満で一定の障害認定を受けられた方を含む）を対象に健康診査を実施しています。

更に上記以外の方にも同様の目的で、基本健康診査を実施します。

総合がん検診についても各種健康診査と一緒に受診できますのでご利用ください。

<対象者>

村内在住で下記に該当する方

①国民健康保険特定健康診査

檜原村国民健康保険の被保険者で40歳から74歳までの方

②後期高齢者医療制度被保険者の健康診査

檜原村後期高齢者医療制度の被保険者の方

③基本健康診査

18歳から39歳までの方

国民健康保険被保険者以外の方で健康診査の受診機会がない方

生活保護を受給されている方

④総合がん検診

胃がん・肺がん・大腸がん検診は30歳以上の方

前立腺がん検診は40歳以上の男性の方

肝炎ウイルス検診は令和8年度内に40歳になる方、41歳以上の方でこれまでに肺炎ウイルス健診を受けたことがない方

<受診方法>

(1) または (2) いずれかの方法で事前予約し受診してください。

(1) 集団健（検）診

4月6日（月）からお電話にてお申込みください。

申込方法等は下記のとおりとなります。

健（検）診日	場 所	申 込 先
5月16日（土）	人里コミュニティセンター	4月17日（金）までにお申込みする場合はフリーダイヤルへ
5月28日（木）	小沢コミュニティセンター	4月20日（月）以降にお申込みする場合は福祉けんこう課けんこう係へ
6月2日（火）	福祉センター	4月24日（金）までにお申込みする場合はフリーダイヤルへ
6月6日（土）	福祉センター	4月27日（月）以降にお申込みする場合は福祉けんこう課けんこう係へ
6月14日（日）	福祉センター	5月8日（金）までにお申込みする場合はフリーダイヤルへ 5月11日（月）以降にお申込みする場合は福祉けんこう課けんこう係へ

※当日の健（検）診受付時間 午前8時30分～午前11時

- ・フリーダイヤル **0120-973-493**
午前10時～正午、午後1時～午後5時まで（土・日・祝日を除く）
- ・福祉けんこう課けんこう係 TEL **042-598-3121**

(2) 個別健（検）診

健（検）診日 7月1日（水）から ※申込み開始は6月1日（月）から
 実施医療機関 ・ 檜原診療所（檜原村）
 ・ 日の出ヶ丘病院（日の出町）

※受付時間等の詳細については、改めて広報等でお知らせします。
 ※送迎は行っておりません。

<健（検）診費用>

無 料

対象者の方には受診券を送付しますので、申込みの際に内容をお伝えください。
 健診当日、受診券をご持参願います。
 不明な点等ございましたら、ご連絡ください。

**4月から乳がん・子宮頸がん検診を
日の出ヶ丘病院で受けることができます**

- 対 象 者…20 歳以上の女性
- 申込方法…日の出ヶ丘病院へ直接お電話で申込みください。
電話 042-588-8666
- 受付期間…令和8年4月6日（月）～令和9年2月5日（金）
- 受付時間…午前8時30分～正午・午後1時～午後4時30分

* 検診車でのご検診は10月10日（土）・11月22日（日）に予定しています。

◎ 問い合わせ先 ・健康診査に関すること：村民課村民保険係 内線 116
 ・がん検診に関すること：福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

お知らせ

<広告>

消防・防災全般

備えあれば憂いなし！

消火器・住宅用火災警報器・消防ポンプ・消防団用品
 防災用品全般販売・消防設備設計・施工・保守点検
 建築設備・防火対象物点検

株式会社 セイフティー

(旧：株式会社 きしの防災)

東京都知事許可(般28)第83107号
 〒197-0822 東京都あきる野市小川東1-2-11
 TEL 042-533-2461 FAX 042-533-2462
 safety@sft-bousai.com

建築一式工事業

都知事許可(般-6)第87705号

(有)吉澤工務店

代表取締役 吉澤 伸行

檜原村2733-2 (代)TEL 598-0551
 FAX 598-1008

日の出町事務所・工場 TEL 597-0984
 E-mail:yoshizawa-k@kve.biglobe.ne.jp



令和8年度後期高齢者医療制度 保険料のお知らせ

令和8年度からの保険料について

後期高齢者医療制度の保険料率は2年に一度見直しが行われます。また、令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が開始され、医療分と合わせて子ども・子育て支援金分（子ども分）を保険料として納付いただくこととなります。令和8・9年度の保険料率は、以下のとおりとなりました。

保険制度の安定的な運営のため、ご理解くださいますようお願いいたします。

保険料の決め方

保険料は被保険者一人ひとりにかかります。保険料は「医療分」と「子ども・子育て支援金分（子ども分）」で構成され、被保険者に均等にご負担いただく「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じてご負担いただく「所得割額」の合計額となります。

「医療分」とは、被保険者の皆さんが病気やケガをしたときの医療費などの支払いに充てるため、医療費総額の一定割合をご負担いただく金額です。

「子ども・子育て支援金分（子ども分）」とは、全世代の方や企業様から拠出いただいた支援金による子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みとして導入された「子ども・子育て支援制度」によりご負担いただく金額です。

年度の途中で新たに後期高齢者医療制度の対象となった方や、都外から転入された方は、その月から月割で保険料を計算します。

$$\text{年間保険料額} = \text{医療分} + \text{子ども・子育て支援金分（子ども分）}$$

医療分	=	均等割額 53,300円	+	所得割額 保険料計算のもととなる所得金額 ※1 × 9.88%
子ども・子育て支援金分（子ども分）	=	均等割額 1,300円	+	所得割額 保険料計算のもととなる所得金額 ※1 × 0.26%

- 年間保険料額は、「医療分」と「子ども・子育て支援金分（子ども分）」を計算し、それぞれで100円未満を切り捨てた後の合計額です。
- 年間保険料額の最高限度額は87万1千円です。

〔「医療分」の最高限度額は85万円です。
「子ども・子育て支援金分（子ども分）」の最高限度額は2万1千円です。〕

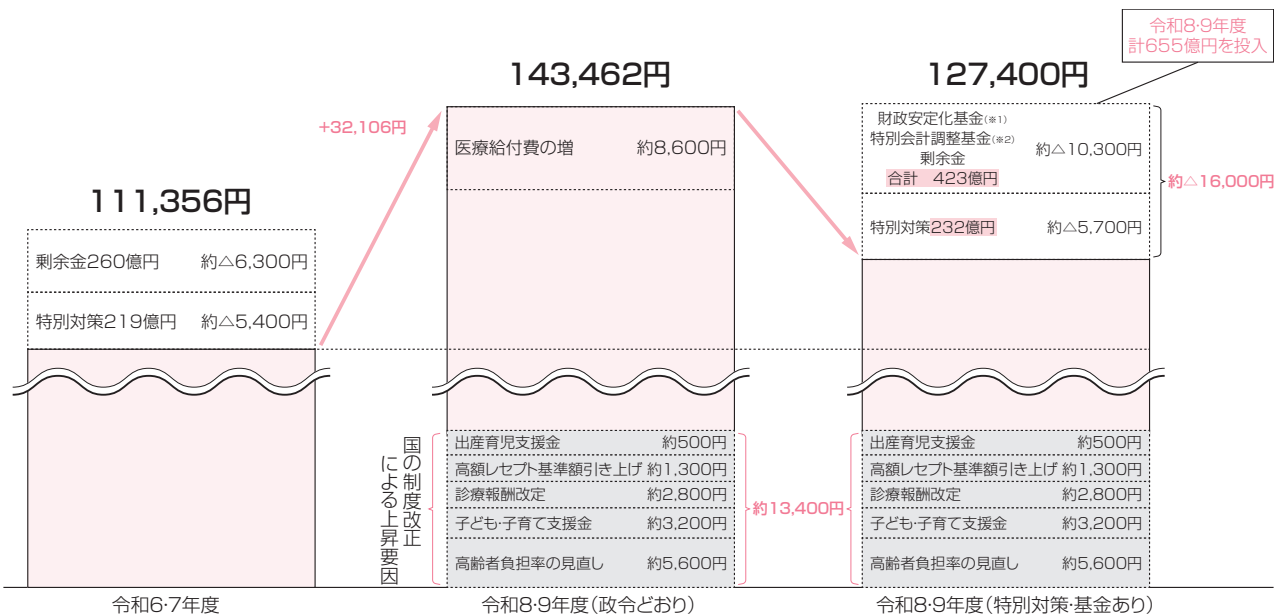
※1 保険料計算のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合には43万円）を控除した額です（雑損失の繰越控除額は控除しません）。

保険料計算のもととなる所得金額に該当する所得	保険料計算のもととなる所得金額に該当しない所得
公的年金所得、給与所得、不動産所得 等	退職所得、遺族年金、障害年金、失業給付 等

保険料率の改定について

令和8・9年度は国による制度改正の上昇要因が多く、平均保険料が13,400円も増加する要因があります。そして今回算定した令和8・9年度に抑制策を講じない場合、平均保険料は143,462円になります。

少しでも被保険者の皆様の負担を軽減するため、財政安定化基金と特別会計調整基金、剰余金を合わせて423億円を投入することで10,300円を抑制、特別対策232億円を投入することで5,700円を抑制しました。これらの施策により計16,000円の抑制を図ることができ、平均保険料は127,400円になりました。



保険料の軽減について

所得の低い方に対する保険料の軽減を実施しています。なお、軽減の適用には所得の申告が必要となる場合があります。

① 【均等割額の軽減】

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 以下	7割 ^{*2}
43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + (31万円 × 被保険者の数) 以下	5割
43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + (57万円 × 被保険者の数) 以下	2割

※2 令和8年度の均等割額については、「医療分」に限り、軽減割合が「7.2割」となります。

※65歳以上(令和8年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。



- * 世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。
- * 世帯の判定は毎年度4月1日時点（年度の途中に東京都で資格取得した方は資格取得時）で行います。
- * 年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上の場合に適用します。

②【所得割額の軽減】（東京都後期高齢者医療広域連合独自の政策）

被保険者本人の「保険料計算のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

保険料計算のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

③【被扶養者だった方の軽減】

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の均等割額は、加入から2年を経過する月まで5割軽減、所得割額は当面の間かかりません。なお、低所得による均等割額の軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

均等割額	5割軽減（加入から2年を経過する月まで）
所得割額	負担なし

保険料の納め方について

75歳になった方又は65歳から74歳までの方で広域連合から障害認定された方、及び資格を有して他の市区町村から転入された方については、一定期間は普通徴収（納付書による納付）となります。

…その後、以下の要件により

特別徴収（公的年金からの天引き）開始要件	①公的年金の受給額が年額18万円以上 ②介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、1回あたりに受け取る公的年金額の2分の1以下
----------------------	---

上記①②の要件を満たす方

上記①②の要件を満たさない方



特別徴収（公的年金から天引き）

普通徴収（納付書または口座振替による納付）

◇便利な口座振替をぜひご利用ください！

納付書で保険料を納めている方は、納期限までに納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もない『口座振替』がおすすめです。口座については、被保険者の口座だけでなく、世帯主、配偶者などの口座を指定することができます（特別徴収を口座振替に変更することもできます）。

※国民健康保険税の口座振替は引き継がれません。改めて口座振替の申込み手続きが必要です。

◎ 問い合わせ先 〈土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時まで〉

・制度のことは 広域連合お問合せセンターへ Tel 0570-086-519 (IP電話の方は03-3222-4496へ)
FAX 0570-086-075

・個別のご相談・個人情報を含むことは 村民課村民保険係 内線 116・119

令和8年度人権・行政相談について

令和8年度人権・行政相談は下記の日程で実施します。

実施日 令和8年4月9日（木）、6月11日（木）、8月13日（木）、10月8日（木）、
12月10日（木）、令和9年2月18日（木）
（受付時間 午後1時～午後3時）

場所 檜原村役場3階住民ホール

対象者 村内在住の方

相談方法 面談による相談

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111

司法書士による無料法律相談のお知らせ

相続、遺言、クレジット、消費者金融などで困っていること、悩みごと、わからないことはありませんか。東京司法書士会三多摩支会による無料法律相談を開催します。お気軽にお越しください。

日時 5月14日（木）午後1時～午後4時（受付時間 午後0時50分～午後3時30分）

場所 檜原村役場3階住民ホール

対象者 村内在住の方

相談方法 面談による相談

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111
東京司法書士会三多摩支会 TEL 042-527-1919

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和8年4月分から令和9年3月分までの国民年金保険料は、月額17,920円です。
保険料の納付方法は以下の4つです。

- ①納付書…金融機関・郵便局・コンビニエンスストア・電子納付（ペイジー）
- ②口座振替
- ③クレジットカード
- ④スマートフォンアプリ（d払い・PayPay・楽天Pay・au Pay等）

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。

- ・納付期限までに保険料が納付されないと、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。
- ・所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度があります。

◎ 問い合わせ先 ねんきんダイヤル TEL 0570-05-1165

マイナンバーカードについてのお知らせ

☆マイナンバーカードを紛失した時

マイナンバーカードを紛失した時は以下の電話番号に連絡し、マイナンバーカードの機能一時停止を行ってください。

- ・マイナンバー総合フリーダイヤル（無料） 0120-95-0178
- ・個人番号カードコールセンター（有料） 0570-783-578
（繋がらない場合には050-3818-1250）



※マイナンバーカードの機能を一時停止した後にカードが見つかった場合は、
村民課窓口で一時停止の解除の手続きを行ってください。

※マイナンバーカードの再交付を希望する場合は、再交付の申請が必要です。申請書の発行は村民課窓口で行っています。また紛失時の再交付の場合、カードの交付を1週間程度で行うマイナンバーカード特急発行の申請が可能です。ご希望の際は窓口で申請をお願いします。

※紛失等の再交付には手数料がかかります。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・115

国民健康保険の手続きをお忘れなく

～加入・脱退の手続きは14日以内に～

こんなときには必ず手続きを……

	届出が必要なとき	届出に必要なもの
国保に加入する	他の区市町村から転入してきたとき (職場などの健康保険に加入していない場合)	本人確認できる書類、転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	本人確認できる書類、職場の健康保険を喪失した証明書
	子供が生まれたとき	本人確認できる書類、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	本人確認できる書類、生活保護廃止決定通知書
国保をやめる	他の区市町村へ転出するとき	本人確認できる書類、資格確認書等
	職場の健康保険に入ったとき	今までの国保の資格確認書等と新しく加入した職場の資格確認書または資格情報のお知らせ
	死亡したとき	資格確認書等、葬祭を行ったことを証明する書類、葬祭費の振込み先がわかるもの(喪主の方名義)、印鑑
	生活保護を受けるようになったとき	資格確認書等、生活保護開始決定通知書
その他	同じ区市町村で住所が変わったとき	本人確認できる書類、資格確認書等
	世帯主や氏名が変わったとき	
	資格確認書等を紛失または汚損したとき	本人確認できる書類(汚損の場合は使えなくなった資格確認書)

※ 資格確認書等…資格確認書、資格情報のお知らせ、もしくはマイナ保険証

※ 本人確認できる書類(マイナンバーカード、運転免許証等)をお持ちでない方は、本人確認ができませんので資格確認書もしくは資格情報のお知らせは後日特定記録郵便で郵送させていただきます。

●国保の各種手続きにはマイナンバーの記入が必要です。

マイナンバーカードもお持ちください。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 119

国民健康保険加入者の皆様へ 温泉でゆっくりくつろぎましょう ～割引助成券を発行します～

国民健康保険に加入している方に「檜原温泉センター数馬の湯」、「奥多摩温泉もえぎの湯」、「秋川渓谷瀬音の湯」、「生涯青春の湯つるつる温泉」の割引助成券を発行します。

ご希望の方は、マイナ保険証または資格確認書をご持参のうえ、村民課村民保険係へ申請してください。

割引利用期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

施設名	檜原温泉センター 「数馬の湯」	奥多摩温泉 「もえぎの湯」	秋川渓谷 「瀬音の湯」	生涯青春の湯 「つるつる温泉」
場 所	檜原村2430	奥多摩町氷川 119-1	あきる野市乙津 565	日の出町大久野 4718
電 話	598-6789	0428-82- 7770	595-2614	597-1126
営業時間	午前10時～午後7時 (受付は営業終了1時間 前まで)	[4月～11月] 午前10時～午後8時 [12月～3月] 午前10時～午後7時 (受付は営業終了1時間 前まで)	午前10時～午後10時 (受付は営業終了1時間 前まで) ※営業時間は時期に よって変更あり	午前10時～午後8時 (受付は営業終了1時間 前まで)
定休日	毎週月曜日 (祝日の場合は翌日)	毎週月曜日 (祝日の場合は翌日)	毎週火曜日 (繁忙期は変動あり)	第3火曜日 (祝日の場合は翌日)
交 通	武蔵五日市駅よりバス 「数馬」行きに乗車 「温泉センター」下車	JR 青梅線「奥多摩」行 きに乗車 「奥多摩駅」下車 徒歩 10分	武蔵五日市駅よりバス 「瀬音の湯経由上養沢」 行きに乗車 「瀬音の湯」下車	武蔵五日市駅よりバス 「つるつる温泉」行きに 乗車 終点
駐車場 (台数)	72台	40台	135台	130台
収容人員	160人	140人	220人	400人
泉質	アルカリ性単純温泉	メタほう酸、ふっ素	アルカリ性単純温泉	アルカリ性単純温泉
入館料金 (割引料金)	終日 大人(中学生以上) 250円割引 小学生 200円割引 未就学児 無 料	3時間 大人(中学生以上) 250円割引 小学生 200円割引 未就学児 無 料	3時間 大人(中学生以上) 200円割引 小学生 200円割引 未就学児 無 料 ※オムツをされている 方は貸切風呂以外の 入浴不可。	3時間 大人(中学生以上) 200円割引 小学生 100円割引 未就学児 無 料
超過料金	なし	あり(1時間毎)	あり(1時間毎)	あり(1時間毎)

上記は、令和8年4月1日時点の施設情報です。

年末年始・メンテナンス等により休館日や営業時間等に変更が生じる場合があります。

ご利用の際は各施設のホームページ等をご確認ください。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 119

環境・下水道

「灰」を無料配布しています

檜原村やすらぎの里では、バイオマスボイラーで木材チップを燃焼し、熱を暖房設備等に利用しています。

その過程で発生した「灰」を肥料として無料配布しています。

「灰」を再利用することで、資源の有効活用につながります。ぜひご利用ください。

配布場所 やすらぎの里 福祉けんこう課

配布時間 午前9時～午後5時（土日祝除く）

※持ち帰り用の容器をお持ちください。

※なくなり次第配布終了となります。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 TEL 042-598-1011
福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

資源回収奨励金交付制度について

村では、家庭から出る新聞紙や空き缶などの資源を集団で集めてリサイクルする「集団回収」に取り組んでいる住民団体に奨励金の交付をしています。

資源回収奨励金交付制度を利用していただき、資源化の推進、ごみの減量にご協力をお願いします。なお、制度を利用するためには**事前に団体の登録が必要**となります。

◎対象団体

- ・自治会、高齢者クラブ、PTA、その他営利を目的としない団体

◎登録受付

- ・随時受け付けています。

※登録は毎年必要になります。

◎交付金額

- ・1kgあたり12円（ピンは1本あたり12円）

詳しくは、産業環境課生活環境係までお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 121・127

不法投棄は犯罪です！

道路や農地、山林などにごみを捨てることを不法投棄といい、重大な犯罪となります。

- ・今、目の前で不法投棄が行われている。
- ・これから不法投棄をしようとしている。
- ・不法投棄をして逃げて行った。

こういった場合は、**すぐ警察に通報してください。**

投棄している場所、時間、車のナンバーなどを控えておいていただきますと、投棄した者の特定がしやすくなりますので、ご協力をお願いします。

不法投棄の一例



ごみを不法投棄すると「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第16条に違反し、罰則により、5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。

不法投棄されやすい場所の特徴

- ・人目につきにくい場所
- ・草が生い茂っている場所
- ・ごみが放置してある場所
- ・車が止めやすい場所
- ・山林（林道）、河川、農地

不法投棄されないために

- ・草を刈る、ごみを片付けるなど周辺環境を整備する
- ・不法投棄禁止ポスターを設置し、注意喚起する
- ・柵、ロープを張るなどし、土地に侵入できないようにする
- ・監視カメラを設置し、未然防止を図る

不法投棄されたら

不法投棄された場合、土地の所有者が処分しなければなりません。また、不法投棄されると周囲の景観を損ね、周辺にお住まいの方に迷惑をかけるほか、不法投棄物の処分にはかなりの金額がかかる場合があります。不法投棄されないような対策をしましょう。

不法投棄している者を見つけた場合、また不法投棄が度重なる場合は警察へ連絡してください。また檜原村役場産業環境課生活環境係で不法投棄禁止ポスターを用意しています。お気軽にお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 121

檜原村高齢者等ごみ収集支援事業をご利用ください!

この事業は、ごみ出しが困難な高齢者や障害者の方などを対象に、ごみや資源を玄関先まで戸別収集に伺うサービスです。ご利用には申請が必要です。

利用できる方

◆利用することができる方は、次の①～④項目をすべて満たした方が対象になります。

- ①村内に住所を有する方
- ②自らごみ等をごみ収集所まで排出することが困難な方
- ③ご近所の方や身内の方等、他にごみ出しの協力を得ることができない方
- ④次のいずれかに該当する方
 - (1) 要支援もしくは要介護と認定された方又は同等の状態を認められる方でおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者または、65歳以上のみで構成されている世帯の方
 - (2) ひとり暮らしの障害者または障害者のみで構成されている世帯の方
 - (3) 75歳以上のみで構成されている世帯の方
 - (4) その他村長が必要と認めた方

対象とならない方

- ・檜原村ごみ収集業務によるごみ収集をしていない地域の方
- ・収集車輛がご自宅の近くまで行けない地域にお住まいの方（道路よりおおむね100m以内）

ごみ・資源の収集日と出し方

◆ごみ・資源の収集日

収集日は週1回です。（地域により下表の曜日に収集します。）

収 集 地 区	収集日（毎週）
東部地区（下元郷、上元郷、本宿（時坂）、笹野、茅倉、千足）	月曜日
南部地区（柏木野～数馬）	木曜日
北部地区（中里～藤倉）	金曜日

※年末年始（12/29～1/3）は収集しません。

◆ごみ・資源の出し方

週1回の収集日に、すべてのごみ・資源を玄関先に出してください。
 （※品目ごとに分別し、これまでと同じように専用袋等を出してください。）

可燃ごみ（生ごみ、プラスチック類、皮革類、ゴム・ビニール類等）	専用袋で出す
不燃ごみ（陶磁器類、ガラス類、鋭利な金属）	専用袋で出す
有害ごみ（電池、スプレー缶、ライター、蛍光灯等）	専用袋で出す
資源①（缶、ビン、ペットボトル等）	バケツなどで出す
資源②（新聞紙、雑誌、ダンボール、衣類など布類）	ひもで束ねて出す
小型家電（資源）※使用済小型電子機器	バケツなどで出す

申請について

◆申込窓口と申請方法

やすらぎの里 福祉けんこう課窓口・檜原村役場 産業環境課窓口

申請書に所定事項をご記入の上、上記申込窓口へ申請してください。窓口に持参できない場合には、郵送で申請することも可能です。

※申請書は役場ホームページでダウンロードできます。

その他にこんなサービスも

◆定期的にごみや資源が出ていなかった場合、安否確認のために声をかけさせていただきます。

◎ 問い合わせ先

福祉けんこう課福祉係 Tel 042-598-3121
 Eメール: fukusi@vill.hinohara.tokyo.jp
 〒190-0211 東京都西多摩郡檜原村2717

産業環境課生活環境係

Tel 042-598-1011 内線 121
 Eメール: kankyuu@vill.hinohara.tokyo.jp
 〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村467-1

家庭で不要になったパソコンを無料回収します

檜原村では、「小型家電リサイクル法」の認定事業者である「リネットジャパンリサイクル(株)」と協定を締結し、家庭で不要になったパソコンの宅配便による無料回収を行っています。利用方法は以下のとおりです。

【回収手順】



- データはご自身で消去してください。(無料消去ソフトの提供などのサービスもあります。)
 - 他の小型家電、プリンタなどの周辺機器も一緒に回収可能です。
 - パソコンを含むダンボール1箱分(3辺の合計が140cm以内、重さ20kg以内)の回収料金が無料になります。
 - インターネットが使用できない方は、下記のお問い合わせ専用窓口へご相談ください。
- <詳しくは>
 リネットジャパンリサイクル(株)のHP <https://www.renet.jp> (「リネットジャパン」検索)を確認、もしくは、お問い合わせ専用窓口 ☎ 0570-085-800 (10時～17時)にお問い合わせください。

福祉・けんこう

4月の栄養相談

【日時】 4月8日(水) 4月22日(水)
 午前9時30分～午後3時

【会場】 やすらぎの里保健センター
 ご自身やご家族の栄養についての疑問や食事療法などについて、栄養士・保健師がご相談に応じます。

4月の精神保健巡回相談

【日時】 4月9日(木) 午前10時～正午
 ご自身やご家族等のこころの健康について、専門医と保健師がご自宅に訪問して相談に応じます。秘密は厳守いたします(費用無料)。

★ご利用される場合には、予約が必要となります。詳細については、お問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 Tel 042-598-3121

福祉・けんこう

〈広告〉

季節折々のお弁当・オードブルをお届けします

御会食・お祝・法事・おせち料理

注文合計 8,000 円以上

未済&村外※は+配達料500円で配達

※あきる野市・日の出町の一部

檜原村内
配達OK



☎ 080-7227-8781

お気軽にご相談下さい! LINEやInstagramからも



注文OK

http://tatsushuu.tokyo 岡部 竜州 檜原村2005

一般土木工事一式

東京都知事許可(般-6)第111726号



(有)市川建材土木

檜原村2877 TEL 598-0513
 FAX 598-0047

がん患者ウィッグ等購入費助成について

村では、がん治療に伴う外見の変化に悩みを抱えているがん患者の皆様の、心理的・経済的負担を軽減し、療養生活の質の向上を図るとともに、就労継続や社会参加を支援するため、ウィッグや胸部補整具の購入に係る費用の一部を助成する事業を実施しています。

【対象者】 檜原村に住所がある方で、がんの治療を受けた又は受けている方

【対象経費】 ウィッグ及び胸部補整具の購入に係る経費

【助成額】 10万円（上限額）

【助成回数】 対象者1人につき2回まで

※申請方法等、詳細はホームページをご覧ください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 Tel 042-598-3121

栄養教室

ヘルシ～ひのはらいふ

栄養教室「ヘルシ～ひのはらいふ」を行います。

皆様が健康で豊かな生活を実現していけるよう、健康に関する正しい情報をお伝えする場、正しい食生活を身に付けていただく場です。年6回開催いたします。今年度第1回目のテーマは「更年期」です。ぜひ、ご参加ください。

対象者 ご興味のある方は、どなたでもお申込みいただけます(定員12名です。5月8日(金)までにお申込みください。)

日時 5月20日(水) 午前10時～午後1時

場所 やすらぎの里 保健センター

◎ 申込み・問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 Tel 042-598-3121

〈広告〉

電気のことなら何でもご相談ください！



豊富な季節家電



洗剤自動投入
洗濯機



補聴器の
お取扱い



比べてみれば、
やっぱり
近くの電気屋さん♪



アコス **三十三電気**

五日市店 あきる野市五日市20

☎ (042)596-1326

☎ (042)596-2514

令和8年度檜原村重度障害者タクシー乗車料金等助成制度について

在宅の重度障害者の社会参加を促進するため、タクシー乗車料金及びガソリン購入費を助成します。

●助成の対象者

村内に住民登録があり、令和8年4月1日現在、前年度の住民税が非課税の方で、次の条件に該当する方（施設入所者は除く）

- ・身体障害者手帳1種3級以上の方
- ・愛の手帳2度以上の方
- ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の方

●助成金の額

タクシー乗車料金及びガソリン購入費について、年間15,000円を上限に助成します。

※ただし、助成を受けられる対象者及び保護者が、村の税金、使用料、手数料、保険料、分担金などを滞納されている場合は助成の対象となりません。また、滞納金の納付により滞納が解消した場合でも、滞納期間内の助成は受けられませんのでご注意ください。

●申請場所

やすらぎの里福祉けんこう課

印鑑、助成金の振込みを希望する金融機関の口座番号がわかるもの（現金での支給は行いません。）、タクシー乗車料金領収書及びガソリン購入費領収書をお持ちください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係(やすらぎの里内) TEL 042-598-3121

令和8年度檜原村要介護者タクシー乗車料金等助成制度について

要介護者が医療機関等へ通院または外出する際のタクシー乗車料金およびガソリン購入費を助成いたします。

●助成の対象者

村内に住民登録があり、令和8年4月1日現在、前年度の住民税が非課税の方で、次の条件に該当する方

- ・65歳以上の方
- ・要介護認定を受け、要介護1から要介護5と認定された方

●助成金の額

タクシー乗車料金およびガソリン購入費について、年間15,000円を上限に助成します。

※ただし、助成を受けられる対象者及び介護者が、村の税金、使用料、手数料、保険料、分担金などを滞納されている場合は助成の対象となりません。また、滞納金の納付により滞納が解消した場合でも、滞納期間内の助成は受けられませんのでご注意ください。

●申請場所

やすらぎの里福祉けんこう課

印鑑、助成金の振込みを希望する金融機関の口座番号がわかるもの（現金での支給は行いません。）、タクシー乗車料金領収書またはガソリン購入費領収書をお持ちください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

带状疱疹定期予防接種について

带状疱疹予防接種は、令和7年4月から、予防接種法に基づく定期の予防接種（B類疾病）となっています。接種を受ける義務はありませんが、村では、定期接種の対象となる方へ個別に案内を送付しています。

【対象者】 檜原村に住所があり、①～③のいずれかに該当する方

- ①年度内に65歳を迎える方
- ②年度内に70・75・80・85・90・95・100歳になる方（令和7年度から5年間の経過措置）
- ③満年齢60～64歳でヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方（要申請）

※過去に当該予防接種を受けたことのある方は、基本的には定期接種の対象となりません（再接種について医師にご相談のうえ、必要性が判断された場合に限り対象となります）。

※不活化ワクチンを接種する場合、1回目の接種から2か月以上の間隔を置いて2回目の接種を受ける必要があるため、2回目の接種が令和9年3月末までに完了するよう、令和9年1月末までに1回目の接種を受けてください（令和9年4月以降の接種は定期接種として認められません）。

【ワクチンの種類】 2種類のワクチンのいずれかを、接種を受ける方が選択

- ①生ワクチン（1回接種）
- ②不活化ワクチン（2回接種）

※ワクチンの種類により接種方法、接種スケジュール、接種条件、効果とその持続期間、副反応などの特徴が異なります。また、免疫の状態や病気の治療により希望するワクチンを接種できない場合もあります。接種できるワクチンの種類等については医師へご相談ください。

【接種場所】 檜原診療所 **【接種費用】** 自己負担はありません。

【申込方法】 檜原診療所へ、お電話にてお申込みください。

電話番号：042-598-0115

申込受付時間：土・日・祝日を除く、午後1時～午後4時

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 Tel 042-598-3121

高齢者肺炎球菌定期予防接種について

高齢者の肺炎球菌予防接種は、平成26年10月から予防接種法に基づく定期の予防接種（B類疾病）となっていますが、省令の改正により、令和8年4月からは使用するワクチンを変更し、引き続き定期接種を実施します。接種を受ける義務はありませんが、村では、定期接種の対象となる方へ個別に案内を送付しています。

【対象者】 檜原村に住所があり、①・②のいずれかに該当する方

- ①満年齢65歳の方
- ②満年齢60～64歳で心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方（要申請）

※過去に当該予防接種を受けたことのある方で、接種を行う必要がないと認められる方は、定期接種の対象となりません（医師にご相談のうえ、必要性が判断された場合に限り対象となります）。

【ワクチン】 沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）

※沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）の定期接種化に合わせて、23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン（PPSV23）は使用するワクチンから除かれます。

【接種場所】 檜原診療所 **【接種費用】** 自己負担はありません。

【申込方法】 檜原診療所へ、お電話にてお申込みください。電話番号：042-598-0115

申込受付時間：土・日・祝日を除く、午後1時～午後4時

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 Tel 042-598-3121

風しん抗体検査について

風しんに対する十分な免疫を持たない女性が妊娠中に風しんにかかると、母体から胎児に感染し、胎児が先天性の心疾患、白内障、難聴等の病気（先天性風しん症候群）にかかる恐れがあります。その対策のために、下記の方を対象に風しんの免疫が保持されているかどうか確認する検査を行うことができます。

★風しん抗体検査ができる方

村内在住の19歳以上方で、妊娠希望女性、妊婦の同居者、妊娠希望女性の同居者に該当し、風しん抗体検査を希望する方。

★検査期間

令和8年4月6日（月）～令和9年3月19日（金）※土・日・祝日を除く

★検査できる場所 檜原診療所

★検査にかかる費用 無料

◎ 申込み・問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

ご自宅へ伺って口腔ケアのお手伝いをします

入れ歯のお手入れなど、日頃からの口腔ケアは心身の健康維持のために大切なことです。ご自身でのケアが困難な方は、村の訪問歯科衛生士が口腔内の清潔を保つお手伝いをします。訪問による口腔ケアを希望される方は、ご自宅へ伺うこともできますので、お気軽にお問い合わせください。 ※費用はかかりません

口腔ケアの目的

- むし歯や歯周病の予防
- 口腔機能の改善
- 誤嚥性肺炎（食物や唾液、口腔細菌が気管に入り込んで起こる肺炎）の予防
- 心内膜炎（心臓の内部に口腔細菌が繁殖して起こる炎症）の予防
- 口臭の軽減
- QOL（生活の質）の向上
- ADL（日常生活動作）の改善

訪問歯科衛生士による口腔ケアの内容

- 歯みがき、口腔清掃（粘膜・舌）
- 口周りの筋肉のマッサージ・体操
- 入れ歯のお手入れ
- 口腔ケア用品の選び方の紹介
- お口のお悩みに関してのご相談



◎ 申込み・問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係（訪問歯科） TEL 042-598-3121

檜原村障害福祉計画策定に伴う 委員の募集について

障害福祉計画の策定に伴い、多くの意見を反映させるため、策定委員を募集します。

- 募集人員** 檜原村に住所を有する方 1名
募集期間 令和8年4月6日(月)～4月24日(金) ※土・日を除く、午前9時から午後5時(正午から午後1時までを除く)。
委員の任期 就任の日～令和9年3月31日までの間
応募方法 福祉けんこう課けんこう係にお電話でお申し込みください。なお、応募が定員を超えた場合には、抽選とさせていただきます。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

檜原村高齢者保健福祉計画・介護保険 事業計画策定に伴う委員の募集について

檜原村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、多くの意見を反映させるため、策定委員を募集します。

- 募集人員** 檜原村に住所を有する65歳以上の檜原村介護保険の被保険者 1名
募集期間 令和8年4月6日(月)～4月30日(木) (土・日・祝日は除く)
午前9時～午後5時(正午～午後1時までを除く)
委員の任期 令和8年6月1日(月)～新しい計画策定までの間
応募方法 福祉けんこう課福祉係に電話でお申し込み下さい。なお、応募が定員を超えた場合には、抽選とさせていただきます。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

檜原村子育て支援協議会の開催に伴う 委員の募集について

檜原村の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、子育てしやすい環境整備を促進し、子どもの健全な育成を図るため、檜原村子育て支援協議会委員を募集します。

- **応募資格** 檜原村に住所を有し、村の子ども施策に関心があり、平日の日中の会議に参加できる方(年数回)
○ **募集人員** 1名
○ **募集期間** 令和8年4月6日(月)～4月24日(金) (土・日は除く)
午前9時00分から午後5時(正午から午後1時までを除く)
○ **委員の任期** 令和10年3月31日まで(2年間)
○ **応募方法** 所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、募集期間内に福祉けんこう課子育て支援係へ提出して下さい。詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課子育て支援係 TEL 042-598-3122

檜原村くらしとしごとの相談会

経済的な問題で生活に困っている。働きたいのに長く失業している。働いた経験がない。家族の引きこもりやニートで悩んでいる。家計のやりくりが苦手。子どもの学習で悩んでいる。こんな悩みを抱える方のために相談会を行っています。専門スタッフが相談内容に応じて個別に支援します。

- 日 時 毎週月曜日（年末年始・祝日を除く） 午後1時30分～2時30分
- 場 所 やすらぎの里けんこう館
- 対 象 村内在住の方
- 費 用 無料

利用をご希望の方は下記までご連絡ください。

『学びの広場 ホッとスペース ちえの輪』を 児童館で開催しています！

宿題の解き方を教え合ったり、ときには仲間とイベント（季節の行事など）を楽しみながら、ホッとできる居場所で一緒に学ぶことができます。

- 日 時 毎週月曜日（年末年始・祝日を除く）午後3時～5時
- 場 所 檜原村児童館（やすらぎの里内）
- 対 象 村内在住の原則、小学生～中学生の方（中学校卒業後～18歳の場合はご相談ください）
- 費 用 無料
- 利用方法 利用には保護者から西多摩くらしの相談センターへの申込みが必要です。
利用をご希望の方は下記までご連絡ください。
随時見学参加を受付けています。お気軽にお越しください。
- 関係協力機関 檜原村・檜原村社会福祉協議会

※上記に関する問い合わせは檜原村児童館には行わないでください。



◎ 問い合わせ先 西多摩くらしの相談センター Tel. 0428-25-3501
ホームページ <https://kurashinosoudan.net/>

東京都檜原村

mila-e およこ手帳

アプリ
リニューアルしました



ひのはら 健康情報アプリ

「ひのはら健康アプリ」を
ご利用の方は
こちらから移行操作へ



東京都檜原村から子育てをサポートするアプリが登場！
予防接種や健診の管理もこれひとつ。ダウンロードしてご登録ください！

予防接種

予防接種
スケジュールを
自動で作成



通知

予防接種&
地域情報を
通知でお知らせ



母子手帳
記録

母子手帳の
記録を
スマホで管理



施設検索

らくらく検索
子育て施設が
すぐ見つかる



カンタン&無料で
登録できます



およこ手帳アプリ



App Store
からダウンロード



Google Play
でダウンロード



〒190-0211
東京都西多摩郡檜原村2717 福祉けんこう課子育て支援係
TEL:042-598-3122

 **おやこ手帳アプリ 初期設定**

STEP
1

アプリをダウンロード

QRコードを読み込みアプリをダウンロード



通知をオンに♪

自治体からのお知らせを配信しておりますので、アプリからの通知は許可(オン)にしてください。

※アプリをご利用の際はOSを最新バージョンに更新してください。アプリが起動しない場合は、ブラウザ版 <https://oyako-techo.jp> をご利用ください。

STEP
2

アカウントを作成

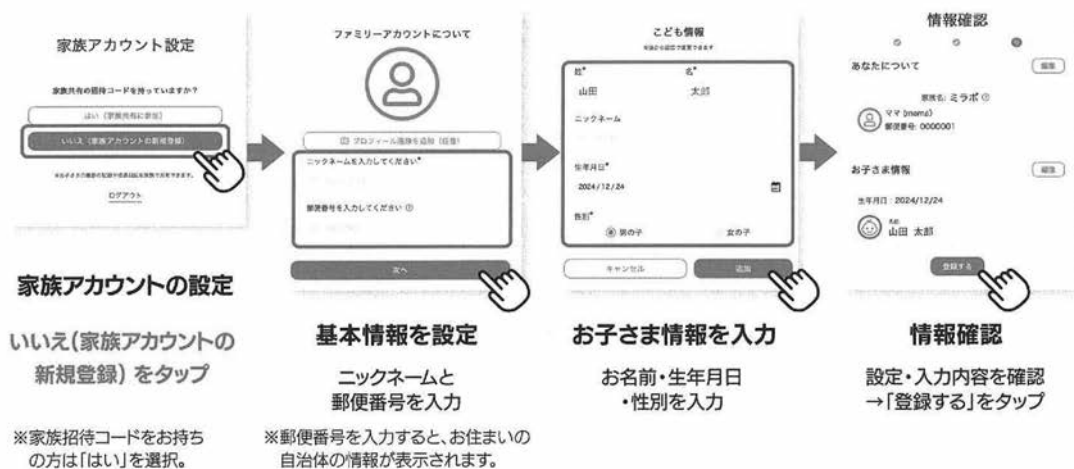
mila-eアカウントをお持ちの方は、メールアドレスとパスワードを入力してログイン。



STEP
3

おやこ手帳の利用設定

mila-eアカウントでログインし、利用規約を確認・同意し、下記手順で設定を進めてください。



け
こ
て
ち
の
福
祉

やすらぎの湯使用券について

介護予防日常生活支援総合事業の事業対象者または要介護（要支援）の認定を受けた村民（＝該当者）が、村内に住所を有しない又は村内に勤務していない親族等（＝介助者）の付添いがない場合は、やすらぎの湯を利用できない場合に、親族等に対して入浴許可書および使用券である「付添券」を発行します。

発行に関して手続きが必要となりますので、福祉けんこう課までお問い合わせください。

記

【許可申請書の提出】

福祉けんこう課で申請書を記入して頂きます。記入の際に、確認資料として、該当者の介護保険証等が必要となります。介助者につきましても本人確認として運転免許証等も必要となります。

【入浴許可書の発行】

福祉けんこう課で入浴許可書を発行します。配布方法として窓口受領もしくは介助者住所に郵送いたします。お手元に届きましたら大切に保管願います。

【付添券の購入】

福祉けんこう課の窓口で購入できますので、入浴許可書をご持参ください。該当者1名につき月間10枚となります。

【入浴方法】

介助者は、温泉受付で入浴許可書を提示のうえ、住所および氏名を記入した付添券を提出します。

※介助者のみの入浴はできません。該当者と一緒に入浴願います。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

〈広告〉

健康保険で出来る訪問医療マッサージ

- ・麻痺や関節拘縮がある方
 - ・足の痺れや膝の痛みで歩行が大変な方
 - ・寝たきりや車いす生活の方
 - ・デイに通っていても利用できます
 - ・無料にてお試しマッサージもできます
- * 歩行困難や通院が大変な方が対象です**

健康保険を使用する場合は
医師の同意書が必要になります

はりきゅう・りあん

あきる野市淵上205

院長 小野知哉

090-2734-7741

* 当院より直線16キロが範囲となります

＼楽しさも、お得もいっぱい！

高齢者のための スマホ教室

2026 **4月28日(火)**
10:00～12:00

対象
50歳以上
の方

東京アプリで
11,000ポイント
GETしよう!

お気軽にお越し
ください😊

参加費無料
予約不要

内容

○10:00～11:00

東京アプリを個別でインストールし、マイナンバーカードの登録をします(所要時間10～15分/お一人)

○11:00～12:00

スマホのお悩み事のご相談を個別で対応します
相談のみでも大歓迎です!

10:00～12:00

＼参加・出入り自由！／

- ✓ 東京アプリだけ
- ✓ 基本操作のご相談
- ✓ 少し見てもらいたい
- ✓ なんだかスマホの調子が悪い…など

持ち物

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードの暗証番号(4桁)

会場

やすらぎの里3階多目的ホール

※東京アプリに非対応の機種もありますので、ご心配な方はお問合せ下さい。

わたしたちが講師です!
一人一人のペースに合わせて進めます
のでご安心ください。楽しみながら
スマホに親しみましょう♪



ご不明点、ご質問は福祉けんこう課までお問い合わせください

☎ **042-598-3121**

問合せ：福祉けんこう課 福祉係
委託先：つながるコーポレーション

福祉
けんこう

こちら地域包括支援センターです！！

檜原村地域包括支援センターは、介護保険法に規定されている施設です。檜原村にお住まいの高齢の皆様を介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に支援するため、専門的な資格を持った職員が対応します。

- ・介護保険について
- ・介護予防について
- ・消費者被害や虐待について
- ・成年後見制度について
- ・地域での困りごと

などさまざまな相談に応じます。
ぜひ、ご活用ください。



◎ 問い合わせ先 檜原村地域包括支援センター（やすらぎの里内） TEL 042-598-3121

令和8年4月から子供食堂の 運営に要する経費の一部を補助します

村内で、地域の子供や保護者が気軽に立ち寄り、栄養バランスの取れた食事をとりながら、相互に交流を行う場を提供する取組（子供食堂）に要する経費の一部を補助します。

※補助金の交付を受けるには要件等があります。詳しくは、村ホームページをご確認いただくか下記担当までお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課子育て支援係 TEL 042-598-3122

〈広告〉

一般建築・リフォームのことなら
なんでもご相談下さい！！



一般建築・リフォーム
株式会社 **光寿建築**

東京都知事許可(般1)第123420号

代表取締役 野村 正雄

〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村435-2

TEL 042-598-0870

FAX 042-598-1300

24時間年中無休で安心をお届けします

◆営業品目◆

各種消火器・住宅用火災警報器・防災用品
消防設備保守点検・防火対象物点検・避難設備
自動火災報知設備及び消火設備設計施工

〒190-0021 立川市羽衣町3-27-19

(株)消防弘済会

TEL 042-523-3337代

FAX 042-525-3302

http://www.kousaikai.com

令和8年4月から RSウイルス母子免疫ワクチンが 定期接種となります

○RSウイルスとは

RSウイルスは、年齢に関係なく何度でも感染します。

初回感染時には、重症化しやすいといわれており、特に生後6か月以内に感染した場合は、細気管支炎や肺炎など重症化することがあります。

○ワクチンの効果

妊娠中にワクチンを接種することで、お母さんの体内で作られた抗体が赤ちゃんに移行し、RSウイルスによる発症や重症化を予防できます。

○対象者

村内に住所があり妊娠28週から36週の妊婦の方

○接種回数

妊娠ごとに1回

○接種費用

無料（令和8年4月1日以降）

○ワクチン接種について

接種については、かかりつけ医（産科）にご相談ください。

※檜原診療所で接種を希望する場合は、事前にご相談ください。

檜原診療所以外で接種された方には、接種にかかった費用を補助する制度があります。

◎ 問い合わせ先
福祉けんこう課子育て支援係
（檜原村こども家庭センター）
TEL 042-598-3122

〈広告〉

不動産の売買・賃貸・仲介・管理

土地や家、不動産を売りたい方、貸したい方

リフォームや空家解体のご相談など

お気軽にお問い合わせください

東京マウンテン株式会社



Tokyo Mountain

<https://tokyomountain.com>
info@tokyomountain.com

檜原村 792-13（笹平）

TEL: 042-519-9117

東京都知事(1)第106189号

公益社団法人 全日本不動産協会 正会員

公益社団法人 不動産保証協会 正会員

教育・文化

教養講座参加者募集!

年間を通して『俳句教室』『水彩画教室』『水墨画教室』を開催しています。素敵な作品と一緒に作りませんか? 皆様の申込みを随時お待ちしております。※現在、水彩画教室は満員のため募集を停止しています

- 場 所 檜原村福祉センター又は檜原村役場
- 参加費 無料
- 対 象 村内在住・在勤者

◎ 申込み・問い合わせ先 教育課社会教育係 内線 227

図書館からのお知らせ

蔵書点検に伴う休館について

檜原村立図書館は、下記期間、蔵書点検のため休館となります。
期間中は貸出・返却等の処理ができません。
ご不便をお掛けいたしますがご理解、ご協力をお願いいたします。

蔵書点検に伴う休館期間

5月3日(日)から5月19日(火)

蔵書点検って何?

蔵書点検は図書館が所蔵している資料が図書館にちゃんと存在しているか、正しい場所に戻っているかを確認する作業です。

お店などの棚卸しと同じように資料を1冊1冊確認します。

檜原村立図書館は小さいけれど約4万5千冊以上の資料があるので、全部を確認して、整理できるまで少し日にちがかかりますが、皆様に安心してご利用していただけるように必要な点検作業です。

◎ 問い合わせ先 檜原村立図書館 TEL 042-598-1160

村民ひろば

「村民ひろば」について

サークルの会員募集やイベントの開催案内等、生涯学習や社会福祉活動に広く村民を対象とした情報を、広報ひのはらの紙面に掲載することができます。

詳細は、下記へお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 216・218

その他

あきる野商工会からのお知らせ

「小規模事業者のための個別金融相談会」について

- 日時：**令和9年3月までの原則毎月第2木曜日
 (但し、12月は第1木曜日、2月は10日とします)
 午後1時～午後4時(要予約) 相談時間はお一人様30分以内とします。
- 場所：**あきる野商工会 本所(あきる野ルピア3階)
- 対象：**檜原村内の小規模事業者と新規創業者など
- 持ち物：**●個人事業の方…令和6年分・令和7年分の所得税確定申告書と決算書
 ●法人の方…過去2期分の法人税確定申告書と決算書
 決算後6か月を経過している場合は、直近の合計残高試算表か事業実績内容のわかる帳簿など
 ●借入金残高のある方…借入金の明細書
 ●設備資金で申込みの方…見積書
 ●創業融資で申込みの方…創業計画書(所定様式)
- その他：**お子様の教育資金の融資相談もできます。
 場合によっては、リモート開催になることもあります。

「村内事業者対象 経営相談窓口」について

- 日時：**毎週火曜日(祝日等役場閉庁時は除く) 午前10時から正午まで
 ※午後1時から午後4時前後は基本村内を巡回しています。
 庁舎で午後の時間に相談を受けたい方は、事前に担当課又は商工会にご連絡ください。
- 場所：**檜原村役場 西庁舎 会議室
- 相談内容：**経営全般に関する相談等
- ①税務・経理・社会保険・労働保険
 - ②金融相談・あっせん
 - ③国等の共済・保険制度
 - ④販路開拓支援・情報発信・地域貢献
 - ⑤国等の補助金活用情報、その他

◎ 問い合わせ先 **あきる野商工会** Tel. 042-559-4511(本所)
 村内事業者対象経営相談はあきる野商工会五日市支所でも対応しています
 Tel. 042-596-2511(五日市支所)

サルの現在位置、スマホで確認！



ID:tokyohinohara@animalmap.jp
パスワード: guesthinohara



QRコードをスキャンしてサイトへアクセス



最新のサルの位置情報を
リアルタイムで公開中！

現在、村内にサルの群れは5群生息しており、群れの位置情報はインターネットで確認できます。また、追い払い用のロケット花火を檜原村役場1階産業環境課にて配布しております。今後も効率的な捕獲や追い払いを行い、野生動物と共存できる村づくりを進めていきます。詳細や不明な点は農林産業係までお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 産業環境課農林産業係 内線 129・130

農業用機械購入補助金について

農地の保全、生産性向上のため、農機具の購入について補助金を交付します。内容は次のとおりです。

【対象】

村内に畑を所有している方または耕作している方
(畑を借りて耕作している方は農地法の許可を得ていることが条件)

【補助金額】

農機具の購入経費の70%です。(限度額80,000円)
ただし、1,000円未満の端数は切捨てとなります。

【対象となる農機具】

- ・ 耕運機
 - ・ 刈払機 などの動力を使用する農業用機械
- ※ 刈払機の購入補助を受ける場合には、刈払機取扱作業安全衛生教育を受講(受講予定含む)していることが条件になります。

◎ 問い合わせ先 産業環境課農林産業係 内線 129・130

講師募集

体験教室「森の学校」で、地域の先生になりませんか？

現在、森の学校では新規の体験教室を開催したい方を募集しています。
あなたの豊かな知識や経験を地域に役立たせてみませんか？

●募集内容

これまで培ってきた技術や、長年楽しんできた趣味をぜひ教えてください。

- ・昔ながらの言い伝え、郷土料理、刺し子、染め物、竹細工、手芸など

●「森の学校」で講師をする3つの魅力

1. 多世代との交流
子供たちのきらきらした瞳や、若い世代との会話が刺激になります。
2. 健康と生きがい
教える準備をしたり、会場へ足を運んだりすることが、心身の健康につながります。
3. 新たな居場所
同じ趣味を持つ仲間や、地域の人々とのつながりが広がります。

●活動場所

地域交流センター2階（上元郷403番地）

●現在行っている教室

- ・そば・うどん作り教室 ・こんにゃく作り教室 ・パン作り教室 ・みそ作り教室
- ・おやき作り教室 ・ひのはら和紙作り教室 ・釜炒り紅茶作り教室

○申込み方法

まずはお気軽にご相談ください

「自分にできるかな？」と思ったら、まずは一度お話を聞かせください。

○参加者も随時募集中です

参加方法等の詳細は折り込みチラシをご覧ください。

◎ 問い合わせ先 産業環境課農林産業係 内線 129・130

四季の里建物解体工事の延期について

令和7年度に実施する予定でありました本宿地内の「四季の里建物解体工事」につきましては、建物の運営業務を委託している団体との間で立ち退く時期の調整ができなかったことにより、令和8年度以降に工事を実施することになりました。今後、建物の取り壊しを行い、払沢の滝周辺の観光拠点として整備していきます。

◎ 問い合わせ先 産業環境課農林産業係 内線 129・130

総務大臣感謝状を受賞

檜原村選挙管理委員会委員長の岡田吉治氏が、委員長として多年にわたり選挙の管理執行及び明るい選挙の推進に精励され、地方自治の発展に功労があったと認められ、総務大臣感謝状を受賞されました。なお、感謝状につきましては令和8年3月4日に東京都選挙管理委員会より伝達されました。



◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 216

檜原村安全・安心むらづくり協議会からお知らせ なくそう子どもの交通事故!

新学期になって学校も始まり、入園、入学した子どもたちは今までより行動範囲が広くなり、その他の子どもたちも新しい環境となり、これまでとは違った場所へ行く事も多くなってきます。

子どもたちは、保護者の目の届かないところで、どのような行動をとっているのでしょうか。この機会に、子どもたちとの話合いを通じて、行動やその範囲を確認しましょう。

道路の横断や、自転車乗車中に事故にまきこまれたり自宅付近で事故にあうこともあります。保護者の皆さんは、道路には危険がたくさんあることを子どもたちに繰り返し教えてください。

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 216・218

林野火災警報、林野火災注意報 って何!?

皆さんは、昨年発生した岩手県大船渡市の林野火災を覚えていますか。

2月から4月まで燃え続け、約3,370ヘクタールの貴重な山林が焼損しました。これは檜原村の総面積の約1/3、あきる野市では約半分、日の出町では町を飲み込む規模となります。

この火災を機に2026年1月から林野火災警報が運用開始し、林野火災注意報が4月から運用開始予定となっています。発令の基準は以下の通りです。

- ①前日までの3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、直近30日間の合計降水量が30mm以下の時
- ②前日までの3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発令されている時

上記の①か②の場合に注意報が発令され、①か②に加えて強風注意報が発表されると警報となります。

詳細は、右記にある二次元コードをご確認ください。

林野火災警報発令中は、屋外で裸火を使用しないでください。



林野火災警報等の
詳細はこちら



◎ 問い合わせ先 秋川消防署 Tel 042-595-0119

第19回 檜原村チャリティーゴルフ大会 参加者募集

ゴルフを通じて親睦と交流を深めていただくとともに、気軽な社会福祉への貢献の場として開催します。趣旨を理解のうえ、大勢の方のご参加をお願いいたします。

- ◆実施日時 令和8年6月4日(木) 1組目8時21分スタート
- ◆場所 東京五日市カントリー倶楽部
- ◆参加資格 この大会の趣旨に賛同された方(原則として村内在住・在勤者)
- ◆定員 80名・20組(申込み順)【キャディ付10組、セルフ10組】
- ◆参加費等
 - (1) 参加費 3,000円(参加賞・賞品代他)
 - (2) プレー費 キャディ付17,809円
セルフ 14,509円 } (税込、昼食別)
- ◆競技方法 18ホールストロークプレー、新ペリア方式
- ◆申込方法 令和8年4月30日(木)までに申込書にご記入のうえ、参加費を添えて実行委員会事務局へお申込みください。
※申込書は事務局ホームページからダウンロードできます。
<https://hinoharasyakyo.jimdo.com/>

◎ 申し込み・問い合わせ先

檜原村チャリティーゴルフ大会実行委員会事務局
檜原村社会福祉協議会(やすらぎの里 ふれあい館3階)
住所 檜原村2717番地 TEL 042-598-0085

檜原村で木造建築物の建築等※ をする場合の手続きが変わりました

○改正内容

階数2以上又は延べ面積200㎡超の建物で確認申請・完了検査などの建築基準法の手続きが義務化されました。

都市計画区域外で木造2階建ての建物を建築する場合、これまでは原則確認申請が不要でしたが、令和7年4月以降は申請が必要となり、確認済証が交付されないと工事ができず、工事完了後に検査に合格しないと建物が使用できません。

(詳細については、建築を依頼する業者や確認申請窓口にお問い合わせください。)

○確認申請窓口

東京都 多摩建築指導事務所 建築指導第三課 又は 指定確認検査機関

※建築等とは、新築、増築、改築、大規模な修繕等のことです。

◎ 問い合わせ先 多摩建築指導事務所 建築指導第三課 TEL 0428-23-3423

檜原村地域おこし協力隊 ひのほらだより

Vol.118



左から、松本圭史、高橋政樹、林陽浩



昨年のゆず収穫作業の様子

まつもと よしふみ
松本 圭史（上元郷在住）

多くの方にご支援をいただき、昨年、檜原村のゆずを使った炭酸飲料の試作品を作ることができました。この炭酸飲料は「清涼飲料水」という商品に分類されます。村内で製造できる場所はなく、設備を整えられたとしても、保健所の許可を取るのとはとても難しい状況です。

そこで、村内でも製造できる特産品を作れないか、と考えています。現在、元地域おこし協力隊員の細貝さんが経営する「合同会社ともすび」に相談しながら、ゆずやルバーブを使ったシロップづくりに取り組んでいます。シロップであれば、「菓子製造業」の許可を取った事業所であれば製造が可能です。

ともすびのクラフトコーラシロップに続く、シリーズ商品になればと考えています。協力隊2年目の任期が終わる7月までに完成させ、弘沢の滝夏まつりで皆さんに楽しんでいただくことが目標です！

はやし あきひろ
林 陽浩（千足在住）

社会福祉協議会が実施している配食サービスに参加しました。村内にお住いのひとり・ふたり暮らしのお年寄りの方や、昼間は家族が不在となってしまう介護保険の認定を受けている方など、食事を用意することが困難な方へ昼食をお届けするサービスになります。単にお食事をお届けするだけでなく、必要に応じて配送の際に声をかけさせていただき、健康状態や安否の確認も行う、という内容です。

今回は村の上元郷から北側の小岩の集落、13世帯を訪問させて頂きました。私自身、まだまだ村の地理や道路事情に明るくなく、都道から村道に入ると新しい発見もありました。そしてなにより、事業者さん以外の地域住民の方々とのふれあいはこのような機会がないと中々なく、接点を持てることを嬉しく思っています。なによりお届けする際に、楽しみにして頂いていて感謝のお声をかけて頂けるのが甚の至りです。この配食サービスは火曜日と木曜日に実施しています。今後もまた参加したいと思います。



お弁当とスープ、ヨーグルトをお届けしました



たかはし まさき
高橋 政樹（千足在住）

先日、森の学校で開催された味噌づくりに参加しました。滋賀県に住んでいた頃は、祖父母とともに年に一度ふなずし作りを手伝っており、発酵は身近な存在でした。その経験もあり、いつか味噌づくりに挑戦したいと思っていました。発酵の世界は、菌ちゃん農法と同様に微生物の力を借りながら、時間をかけてゆっくりと仕上がっていくところに面白さがあります。同じ材料でも家庭ごとに味わいが異なるのも大きな魅力だと感じました。大豆をつぶし、麴と塩を混ぜ合わせる一つひとつの工程にも意味があり、手仕事の大切さを改めて実感しました。当日は、昨年仕込んだ味噌の試食会も行われ、熟成によって生まれる風味の違いを実感しました。帰宅後はさっそく材料をそろえ、自宅でも味噌を仕込みました。味噌づくり教室の先生方、貴重な体験ありがとうございました。

その他

学校だより

いま、檜原小学校では

《令和8年度スタート！！》

3月24日（火）に9名の卒業生が、小学校6年間の思い出を胸に、中学校へ旅立っていきました。

4月6日（月）は入学式、始業式です。全校児童がより大きく成長できる一年にしたいと思います。

檜原小学校は、檜原中学校との一貫教育を進めています。16年目となる今年度からは、第四期計画として更なる充実を図っていきます。「ふるさと檜原学習」や外国語学習の充実、タブレット等を用いたICT教育の拡充と精力的に進めています。また、檜原学園運動会は11回目となります。5月30日（土）に開催いたしますので、ぜひご予約に入れてください。

《第四期 檜原村立小中学校一貫教育基本計画より》

今年度から始まる檜原学園の第四期計画では、家庭・学校・地域の連携を土台に据え、学校の教育活動を通して、児童が3つの力を育めるよう支援していきます。

人と関わる力

自ら考える力

地域とつながる力

《3つの力と関わりがあった令和7年度3学期の活動紹介》

木工ガチャガチャづくり（3学年）

コンクールで入賞した「木のガチャガチャ」（写真左下）の景品に「ムラサキの染物」を入れて展覧会で販売しました。その売上は村とおもちゃ美術館に寄付しました。



福祉体験（4学年）

福祉や車いすの使い方を学び、体験しました。利用者の不便さや不安を実感し、誰もが自分らしく生きるために必要なことを自ら考える力を育む機会となりました。



保育園交流（5学年）

毎年恒例の「ひのはら保育園」との交流を、実施しました。入学後も良い関係を築けるよう企画し、相手を思いやり主体的に関わろうとする力を育む機会となりました。



国会議事堂見学（6学年）

国会議事堂を見学しました。国会を模した展示で総理大臣役や議員役となり採決を体験し、政治の仕組みを実感したと共に、自ら考える力を育む機会となりました。



【令和8年度1学期の主な学校行事予定】

【檜原小学校 1学期の主な行事】

- 4月 6日（月） 始業式・入学式
- 9日（木） 交通安全教室（1年）
- 14日（火） 村学力調査（2～6年）
- 18日（土） 学校公開・全校保護者会
- 23日（木） 全国学力調査（6年）
- 5月 7日（木） 消防写生会
- 11日（月） 防災引渡訓練
- 30日（土） 檜原学園運動会

- 6月 4日（木） 避難訓練・防災訓練
- 11日（木） 体力等調査 生命の安全教育
- 12日（金） 国際交流会（6年）
- 22日（月） 5年臨海学園（～24日）
- 26日（金） 地域巡り北（3年）
- 7月 4日（土） 檜原小まつり（公開）
- 9日（木） 落語教室（3～6年）
- 17日（金） 終業式

その他

紙袋を新しくしました!

村の観光PRを兼ねて、現在の紙袋を新しくしました。
これまで農作物用として使用していましたが、今後は多くの方にご利用いただけるようになりました。

お買い物やお土産の持ち帰りなど、様々な場面でご活用ください。
紙袋をご希望の方は、産業環境課窓口までお越しください。



手提げ袋 (小) : 270mm×260mm
手提げ袋 (大) : 390mm×320mm

休日診療医療機関名のお知らせ

日(曜日)	医療機関名	住所	電話
4月 5日(日)	あきる野総合クリニック	あきる野市 草花1439-9	042-518-2088
12日(日)	さくらクリニック	あきる野市 野辺1003	042-559-0118
19日(日)	あきる野の内科クリニック	あきる野市 二宮1011	042-558-5850
26日(日)	まつむらこどもクリニック	あきる野市 引田225 丸徳ビル101	042-559-3322
29日 (水・祝)	樋口クリニック	あきる野市 秋川3-7-5	042-559-8122
受付時間 午前9時～午前11時45分・午後1時～午後4時45分			

* 午後の診療時間は変更となる場合がありますので、事前のご確認をお願いします。また、受診の際は診療科目を事前に確認してください。

テレホンサービスによる診療案内

東京消防庁救急相談センター TEL **042-521-2323**
携帯電話・PHSは # **7119**
秋川消防署 TEL **042-595-0119**
東京都保健医療情報センター TEL **03-5272-0303**

世帯と人口 (3月1日現在)

()内は前月比
世帯数 **1,100** 世帯(2人減) 人口 **1,900** 人 (1人減)
男 **956** 人 (4人増) 女 **944** 人 (5人減)

防災行政無線メッセージサービス TEL 042-598-1033

過去に放送した内容を聞くことができます。

～今月の表紙～ 春の訪れ

山合いに広がる満開のつつじと静かな集落「小林家住宅」の風景が、檜原村の豊かな自然と穏やかな暮らしを伝えています。

四季の美しさと人々の温かな繋がりを感じられます。